

上山市長                    横 戸 長兵衛 様  
上山市議会議長         長 澤 長右衛門 様  
上山市農業委員会会長 花 谷 和 男 様

上山市監査委員 大 和        啓  
上山市監査委員 尾 形  みち子

### 定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

#### 記

##### 1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

##### 2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項）及び行政監査（同条第 2 項）。

##### 3 監査等の対象        農業委員会事務局

##### 4 監査期日            令和 4 年 1 1 月 1 6 日

##### 5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和 4 年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

##### 6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

##### 7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

###### (1) 主なる所見

人・農地プランの法定化により、これまで以上に地域と農業委員、農地最適化推進委員の連携が求められる。地域計画の策定にあたっては、関係課や関係団体とともに、地域の意向を反映しながら進め、農地の最適化に努められたい。

なお、新たに導入するタブレット端末については、D X の流れを汲み、十分な利活用が図られるよう支援されたい。